

1994年6月17日

日本酒造組合中央会 御中

アルコール問題全国市民協会（ASK）  
103 東京都中央区日本橋浜町3-19-3 ヲノ21ビル  
☎03-3249-2551  
代表 今成知美

## アルコール飲料の全車両貸切広告自粛に関する申し入れ書

去る5月30日、ニッカウヰスキー株式会社、東京急行電鉄株式会社に対し、アルコール飲料の全車両貸切広告に関する別紙のような申し入れをいたしました。

これに対し、ニッカウヰスキーと東急エージェンシーより、「適切でなかったことを認めてすみやかに中止する。今後はアルコール飲料の全車両貸切広告は行なわない」旨のお返事を口頭でいただき、あわせて書面（別紙）での回答もいただきました。

全車両貸切広告という手法は、東急にかぎらず、JR、営団地下鉄、その他私鉄に広がっております。また首都圏だけではなく、関西方面にも登場しています。この手法においては、成人のみならず未成年者を含む乗客は、選択の余地なく、乗車中ずっと、一社の広告のみを見せられる異常な状態におかれることとなります。これは、致酔性や依存性をもつアルコール飲料の広告手法としては、目に余る過剰なものと言わざるをえません。

全車両貸切広告の広がりを見ると、他の酒類メーカーと他の鉄道の組合せで同様の事態が起きることは、十分予測できます。そこでこの機会に、すべての酒類メーカーの方々がこの手法でのアルコール広告を自粛されるよう、申し入れる必要性を感じました。

上記の趣旨をよくご理解いただき、加盟各社にご通知くださるとともに、ご指導をよろしく願います。どのような措置をとられたかご一報いただければ幸いです。

1994年6月17日

国税庁酒税課 御中

アルコール問題全国市民協会（ASK）  
103 東京都中央区日本橋浜町3-19-3 ヲノ21ビル  
☎03-3249-2551  
代 表 今 成 知 美

去る5月30日、ニッカウヰスキー株式会社、東京急行電鉄株式会社に対して、アルコール飲料の全車両貸切広告に対する別紙のような申し入れをいたしました。

これに対し、ニッカウヰスキー株式会社、東急エージェンシーより、「適切でなかったことを認めてすみやかに中止し、今後はアルコール飲料の全車両貸切広告を行なわない」旨のお返事を口頭でいただき、あわせて書面（別紙）でも回答をいただきました。

全車両貸切広告という手法は、東急にかぎらず、JR、営団地下鉄、その他私鉄に広がってきております。また首都圏だけではなく、関西方面にも登場しはじめています。この手法においては、乗客は選択の余地なく、乗車中ずっと、一種類の広告のみを見せられる異常な状態におかれることとなります。これは、致酔性や依存性をもつアルコール飲料の広告手法としては、目に余る過剰なものと言わざるをえません。

全車両貸切広告の広がりをみると、他の酒類メーカーと他の鉄道の組合せで同様の事態が起きることは、十分予想できます。

今後、この手法によるアルコール広告が行なわれないよう、全酒類メーカーに対する貴庁のご指導を切にお願いいたします。